

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第760号 (R6.5.17) ◆◆◆

(1) 乗合バスの車内事故

5月14日（火）午後1時35分頃、神奈川県小田原市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客14名を乗せて運行中、バス停において乗車した乗客が車内中程の位置で手すりにつかまったことを運転者が確認した後発車した際、当該乗客が、空席があった車両後方へ移動し始めたことを運転者が気づき、バスを停車するためにアクセルを離したところ、揺動により、当該女性がバス前方側に転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故

5月15日（水）午前10時4分頃、茨城県つくば市の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せて運行中、信号待ちから発進した際、座席の移動をしていた乗客が揺動により転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスの車内事故

5月15日（水）午後2時26分頃、富山県富山市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客7名を乗せ運行中、交差点を左折する際、当該交差点の横断歩道を渡っていた歩行者が急に方向転換しバスの前に戻ってきたため急ブレーキをかけたところ、揺動により着席していた乗客が座席より転落した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(4) 法人タクシーの鉄道車両との衝突事故

5月10日（金）午後1時4分頃、富山県射水市の遮断機と警報器のない踏切において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、走行中の電車に気づかず踏切に進入し、電車の左側面に法人タクシーが接触した。

この事故により、当該乗客が軽傷を負った。

(5) 法人タクシーの死傷事故

5月11日（土）午前1時30分頃、大阪府大阪市の府道において、大阪府に営業所を置く法人タクシーが片側4車線の第2車線を空車にて運行中、同じく第2車線を走行していた自転車と衝突した。

この事故により、自転車乗りが死亡した。

(6) 法人タクシーの死傷事故

5月11日（土）午後6時57分頃、東京都大田区の首都高速湾岸線多摩

国土交通省では、事業用自動車総合安全プラン2025において、令和7年に車内事故を85件以下とする目標を掲げておりますが、乗客、一般ドライバー、バス運転者といった方々に対する適切な行動の啓発のために、バス車内事故の危険性を分かりやすく紹介する動画を作成いたしましたので、以下のリンクからぜひご覧ください。

(国交省HPリンク)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000161.html

(3) プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止セミナーの資料を公開

(配信日：R6.3.1)

国土交通省では、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催してきました。

本年度につきましては、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組に加えて、未だ発生する飲酒運転事故対策についても、有識者、関係企業及び国土交通省より紹介を行いました。

2月17日に開催しました本セミナーの資料を公開しておりますので、下記URLよりぜひご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health/r5_seminar.html

(4) (通達発出) バスの安全運行の徹底について

(配信日：R6.2.22)

R6.2.19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、福島県において、乗合バスが停留所を発進する際に、当該停留所で降車した歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故、また、広島県において、乗合バスが交差点を右折する際に、横断歩道を横断中の歩行者と衝突し当該歩行者が死亡する事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にバス事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで3件の報告があったところですが、本年は既に上記2件の報告があり、昨年1年間の報告件数に近づいていることから、大変憂慮すべき状況です。

改めて、下記について、会員事業者にも周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

(5) (通達発出) タクシーの安全運行の徹底について

(配信日：R6. 2. 22)

R6. 2. 19に国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長より、次のとおり業界団体へ通達を発出しました。

本年に入り、横断中の歩行者や路上横臥者と衝突する死亡事故が立て続けに発生しています。

令和5年の1年間にタクシー事業者が引き起こした死亡事故は、速報ベースで33件の報告があったところですが、本年は既に8件（内、21時以降の夜間の事故が6件）の報告があり、このままでは半年で去年の件数に達するペースであり、大変憂慮すべき状況です。

また、「事業用自動車総合安全プラン2025」において、タクシーについては令和7年度までに死者数25人以下を目標として、対歩行者事故防止の施策を官民一丸となって取り組んでいるところです。

改めて、歩行者等を早めに発見するため、夜間は昼間よりも速度を落として走行するとともに前照灯の上向き・下向きの切り替えをこまめに行うこと、見通しの悪い交差点では徐行や停止すること等、対歩行者の事故防止について会員事業者にも周知徹底し、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いします。

(6) 貸切バスの安全性向上のための制度改正の解説動画を作成しました。

(配信日：R6. 1. 26)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう

対策を検討し、令和5年10月、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正等を行いました。

これに伴い、貸切バス事業者の方々において必要となる対応について、概要をまとめたパンフレットのほか、解説動画を作成いたしましたので、ぜひご覧いただければ幸いです。

○解説動画

以下のURLからご覧ください（国土交通省YouTubeチャンネルへ遷移します）

<https://www.youtube.com/watch?v=GHZqd6U4xGE>

○パンフレット

以下の国土交通省Webページの「パンフレット（貸切バス事業者のみなさまへ）」をご覧ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html

(7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします。

（配信日：R5.10.6）

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/ankenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/ankenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

